

津幡町就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 1 9 日

津幡町教育委員会教育長 吉 田 克 也

津幡町教育委員会規則第 9 号

津幡町就学援助規則の一部を改正する規則

津幡町就学援助規則（平成 2 0 年津幡町教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 7 の項削り、同表 8 の項を同表 7 の項とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。